



日本における若者気候訴訟の概要と論点

2025年3月8日

若者気候訴訟弁護団 小出 薫 KOIDE, Kaoru

本日の内容

1. 訴訟の概要
2. 訴訟の目的
3. 法的課題
4. まとめ

1. 訴訟の概要

原告：提訴当時15～29歳の若者16名

なぜ若者なのか？：

- ①子どもから大人へ育つ重要な時期に気候変動の影響を受けた
- ②将来、気候変動が深刻化する状況で生きなければならず、悪影響を強く・長く受ける世代

被告：主要電力事業者10社

請求の趣旨：その販売にかかる電力の排出CO2を、次の水準まで削減すること（一部差し止め）

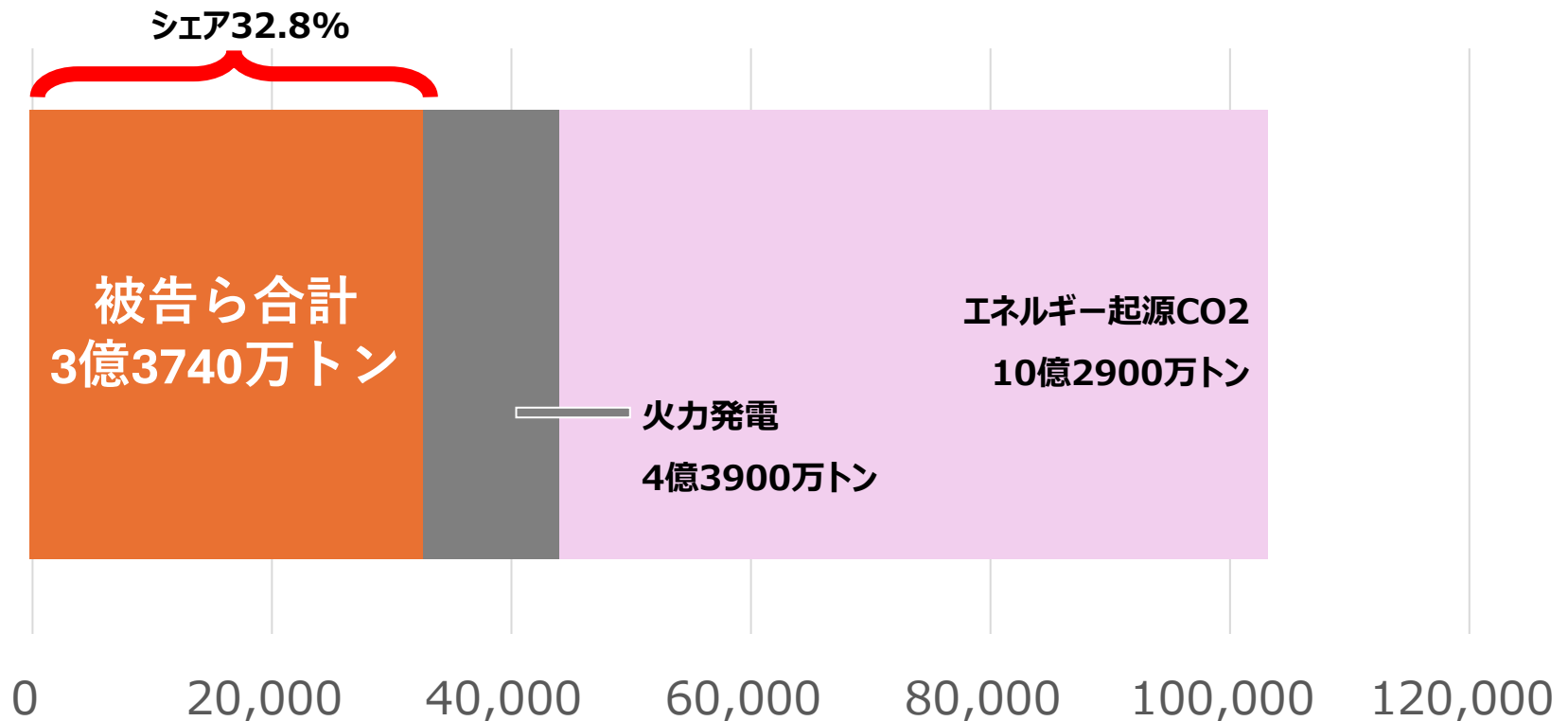
2019年比で2030年度に48%、2035年度に65%

1. 訴訟の概要

被告は、なぜこの10社なのか？

➡被告10社で、日本におけるエネルギー起源のCO2排出量の約3分の1を占める

CO2排出量（2019年度、単位：万トン）



1. 訴訟の概要

被告らの削減目標（グループ・関連企業含む、2019年度比）

IPCCAR6	JERA	東北電力	Jパワー	関西電力	神戸製鋼所
2030年度 52% 以下	× 総量削減 目標なし	× 54.7%	× 目標はあるが 不明確	× 目標はあるが 不明確	× なし
2035年度 35% 以下	× 52.0%	× なし	× なし	× なし	× なし

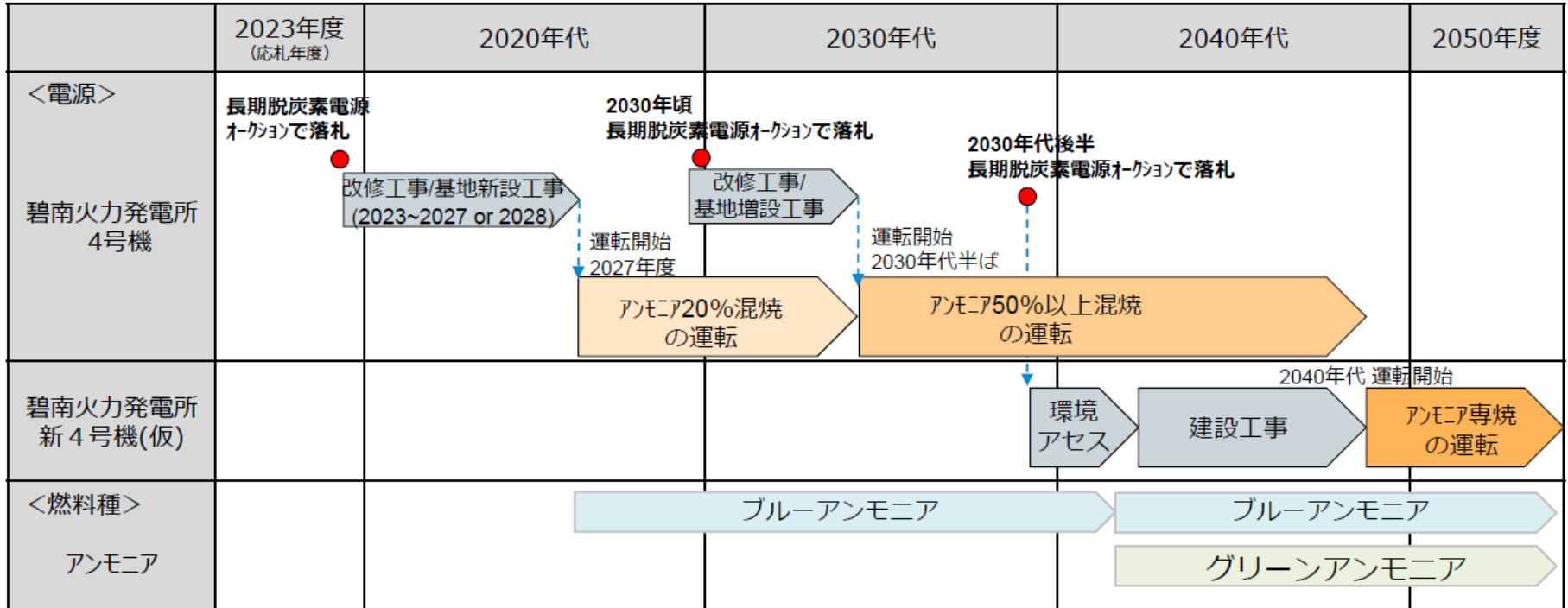
	九州電力	中国電力	北陸電力	北海道電力	四国電力
2030年度 52% 以下	× 不明	× 60.6%	× 55.1%	× 68.7%	× 69.9%
2035年度 35% 以下	× なし	× なし	× なし	× なし	× なし

1. 訴訟の概要

様式 3

碧南火力発電所4号機の脱炭素化ロードマップ

2023年10月
(株式会社JERA)

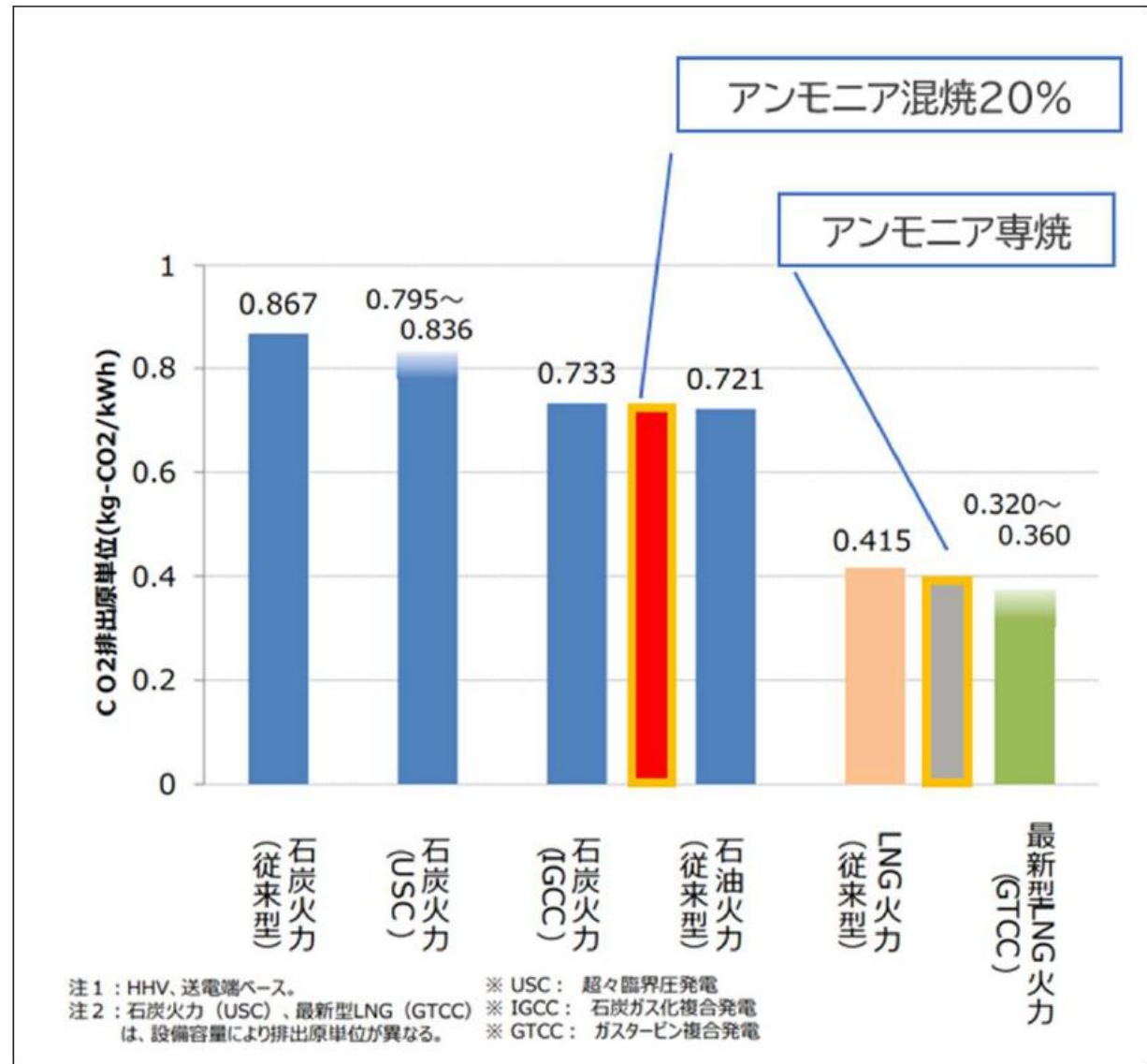


<前提条件>

- ✓ 長期脱炭素電源オークション、サプライズ支援等の制度の適用を通じた、適切な投資回収及び事業性の確保
- ✓ 混焼・専焼化のための技術開発の実現及び実証試験の成功
- ✓ 混焼率向上・専焼化のための投資にあたり、金融機関から資金調達ができること
- ✓ 20%混焼の運転開始時期は、サプライズ支援等の制度適用を踏まえたアンモニア製造事業等の進捗を考慮して2027年度から変更する
- ✓ 混焼開始時におけるブルーアンモニアの利用については、サプライズ支援等の制度適用やCCSの開発状況を踏まえて決定
- ✓ 2040年代のブルー/グリーンアンモニアの利用は、経済性や炭素価格等を踏まえて総合的に判断

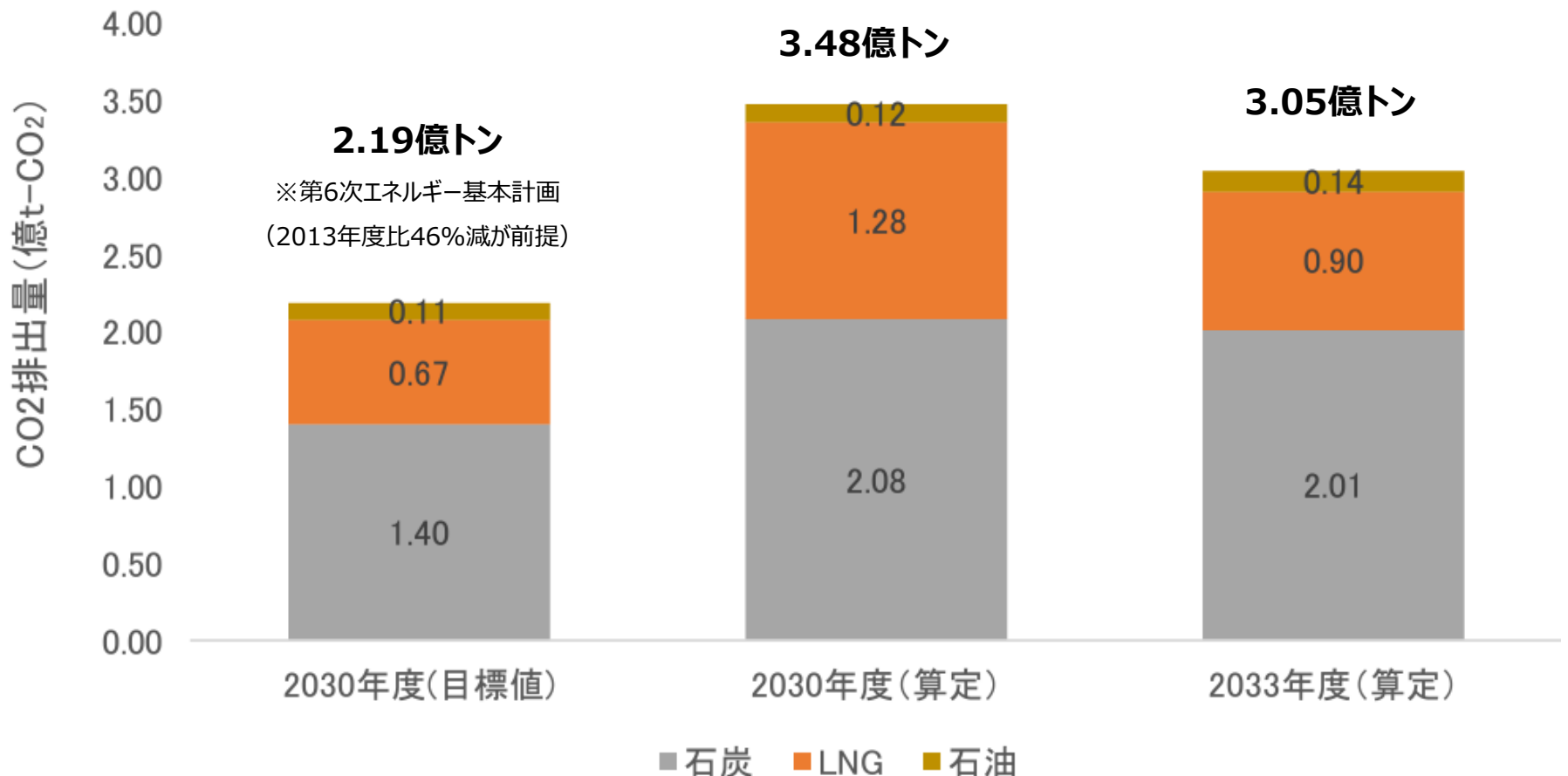
1. 訴訟の概要

アンモニア混焼の CO2削減効果



1. 訴訟の概要

火力事業者からOCCTOへの報告に基づく電力量のCO2排出量想定 (単位：億トン-CO2)



2. 訴訟の目的

①被害・権利侵害の実態を示す

②大幅な削減を実現すること

- ・電力部門は最大のCO₂排出セクター（約4割）であり、最初に脱炭素化が求められているセクター
- ・削減するための技術（再生可能エネルギー発電、蓄電）が開発・実用化されており、削減は可能

③事業活動や政策の転換点をつくる

- ・政府と発電事業者に任せていると、1.5℃目標と整合する削減が行われないこと（むしろ逆行する政策が行われている）

* 先行訴訟（神戸製鋼石炭火力発電所建設・稼働差し止め）は個別石炭火力発電所の建設・稼働を焦点としたもの
本件は、火力発電事業からの排出削減を求めたもの

3. 法的課題——若者気候訴訟における請求の構成

民法709条

要件 ①故意又は過失によって

➡①注意義務違反
(違法性)

②他人の権利又は法律上保護
される利益を侵害した者は、

➡②権利侵害

③これによって生じた

➡③因果関係

④損害を

➡④損害

効果 賠償する責任を負う。

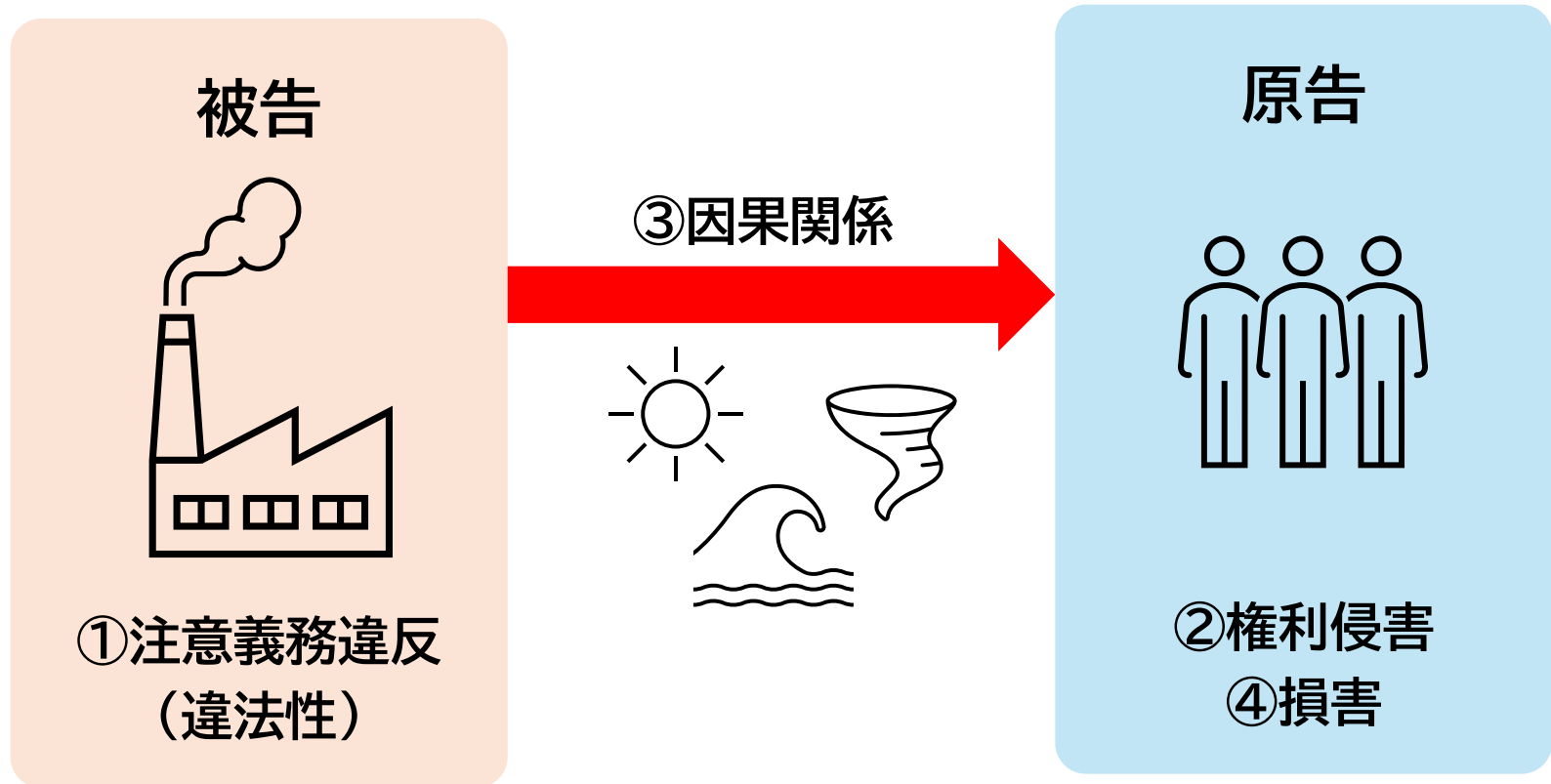
➡差し止める
責任を負う。

3. 法的課題——若者気候訴訟の争点

	原告	被告
訴訟要件 (本案前)	<p>③準備書面 2025.1.31</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 請求の適格はある	<p>②答弁書 2024.10.17</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 請求の適格がない
実体要件 (本案)	<p>①訴状 2024.8.6</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 危険な気候変動から守られる権利がある(権利性)➤ 被告らは注意義務(排出削減義務)を負う➤ 注意義務に違反している➤ 損害発生の蓋然性がある➤ 法的因果関係がある➤ 不法行為による差止請求も可能	<p>③準備書面 2025.1.31</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 原告ら個人に権利はない➤ 不法行為で差止請求は不可➤ 被告らは注意義務(排出削減義務)を負わない➤ 損害発生 of 蓋然性がない➤ 因果関係がない

3. 法的課題——若者気候訴訟における請求の構成

民法709条



➡ 各要件それ自体は抽象的
その内容を、科学と国際合意をもとに具体的に組み立てることがポイント

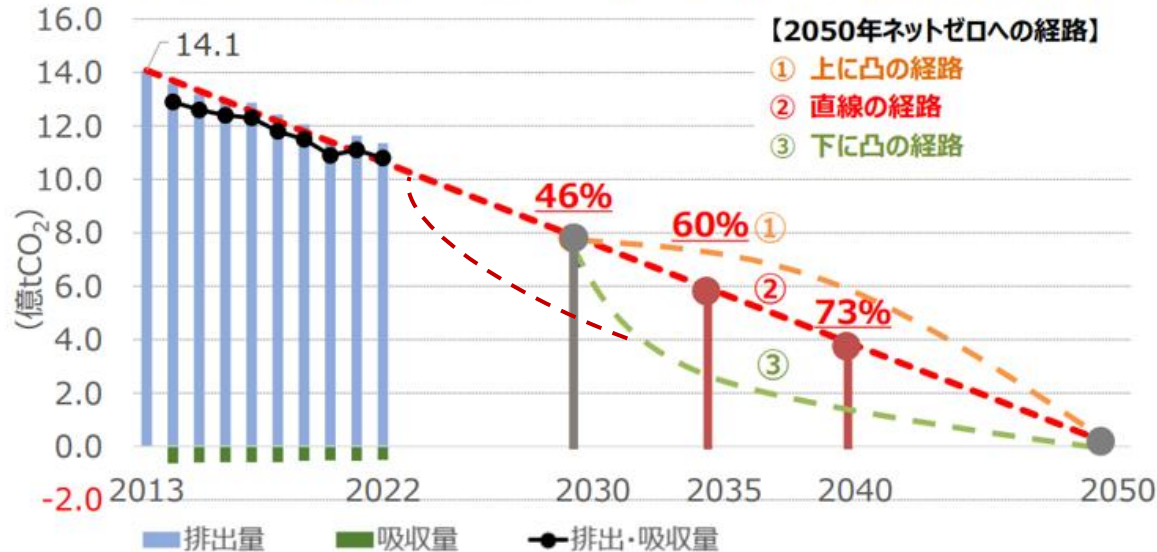
被告らの排出削減義務の水準？

IPCCAR6統合報告書から

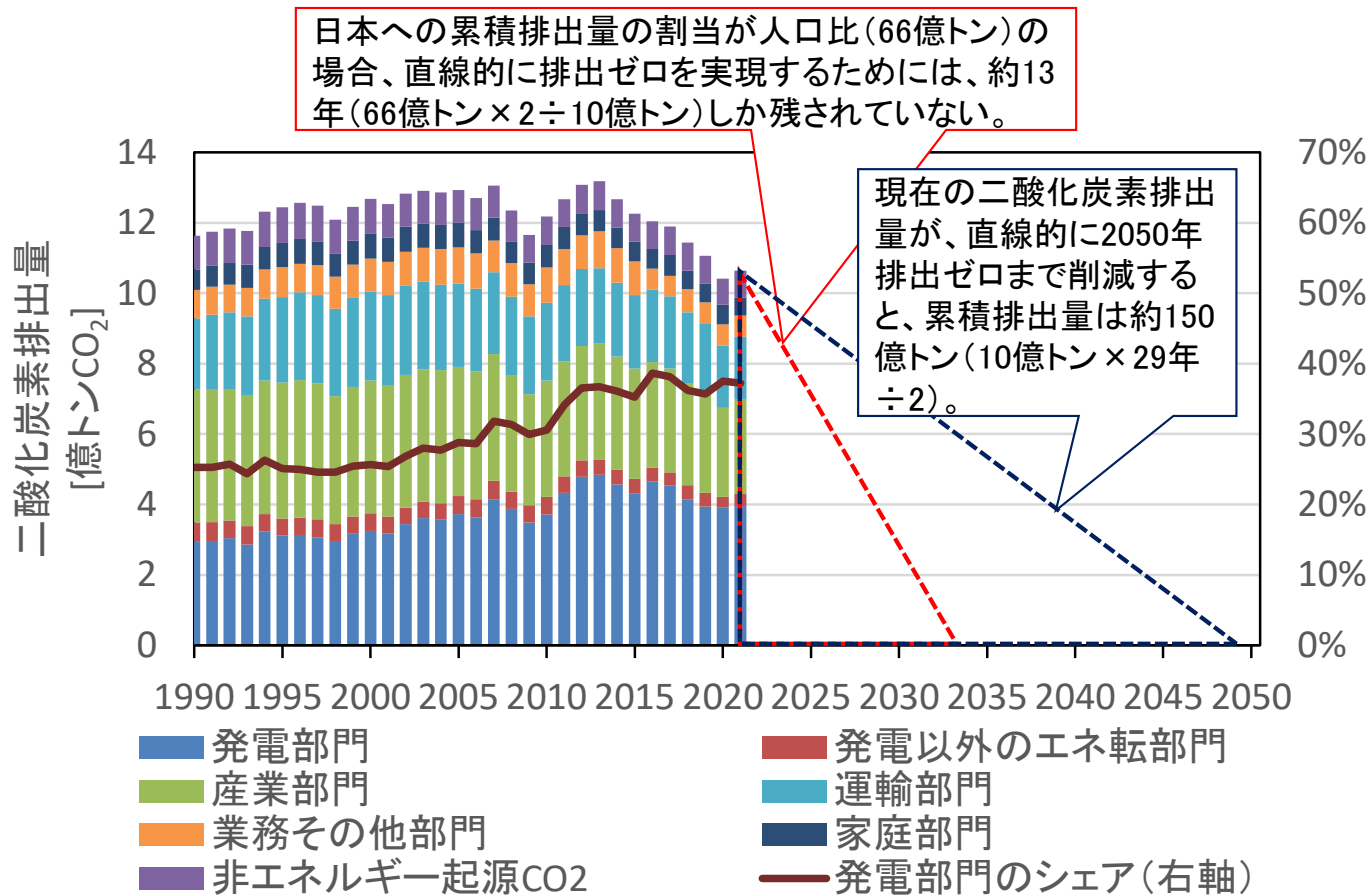
		2019年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C (>50%) に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]

日本の排出削減の現状と次期NDC (Nationally Determined Contribution) 水準

2030年度46%削減、2050年ネットゼロを堅持。その間の経路が論点。



1.5°C目標と日本の残余のカーボンバジェットは？



増井利彦作成：日本の部門別二酸化炭素排出量の推移（電気・熱配分前）

3. 法的課題——気候変動の特質性

- 気候変動が人間活動の結果であることは「疑う余地がない」
- 影響が極めて大きい「人類共通の最優先課題」
- 気温上昇幅の目標と、そのためのカーボン・バジレットの考え方
- 各国は1.5℃目標に沿った削減経路で削減する国際的な義務を負う
(パリ協定、グラスゴー気候合意 等)
- 企業も、国際的なコンセンサスの水準での排出削減義務を負う
- 被告らは、削減経路を超える排出を予定している
- いまCO₂の排出を削減する必要がある
(後から賠償を求めるのでは手遅れ)
- 排出源は他にもあるが、各排出源は相応の責任を負う
- とくに、被告らは、国内でも国際的にみても大きな排出源
 ➡ 特質性を、各争点に取り込んで主張していく